

市民の皆様へ

佐渡市 建設課

住宅リフォーム工事に対し補助金を交付します

～住宅リフォーム支援事業（新型コロナ対策）補助金～

市では、住宅の質の向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、住宅リフォーム工事費の一部を補助します。

○対象工事・・・対象となる工事費（消費税抜き）が10万円以上で、市内業者が行う住宅リフォーム工事。令和5年3月10日までに工事完了及び実績報告書の提出ができるもの。

補助金の交付決定を受ける前に着工した場合は、対象となりません。

※市内業者とは・・・市内に本店・本社を有する法人事業者又は市内に住所を有する個人事業主。

○対象建物・・・現に居住している住宅（賃貸住宅以外）で住民登録地と同じであること（併用住宅の場合は住宅部分のみが対象）。

○対象者・・・令和4年4月1日時点で対象建物に居住しており、世帯の課税対象者全員が市税等を滞納していないこと。

※令和3年度にリフォーム補助金を受けた方又は対象となった住宅は申請できません。

○補助率及び補助金限度額・・・消費税を除いた対象工事費の20%以内（上限額20万円）。

※子育て世帯（平成16年4月2日から令和4年4月1日までに生まれた者が属する世帯）は上限額30万円。

【受付】

期 間：令和4年4月8日（金）、4月11日（月）～12日（火）の3日間
午前9時から午後5時まで

提 出 先：金井会場、各支所産業建設係、各行政サービスセンター地域支援係のうち、ご希望の窓口へ受付票をご持参ください。

※金井会場：金井コミュニティーセンター（〒952-1209 佐渡市千種 240 番地）
2階大会議室

※業者等による受付票の提出が可能です。添付書類は必要ありません。

※優先受付は行いません。市が抽選を行い、4月中旬頃に結果を通知します。

【申請書提出及び審査】

日時及び会場：上記の抽選結果と同時に通知します。

提 出 書 類：補助金交付申請書（様式第1号）＋※添付書類

※住民票（世帯全員分）、課税対象者全員分の納税証明書、位置図、見積書、図面等

【現地確認】

審査終了後、工事に着手していないかを確認するため、現地確認を実施します。

【交付決定書の送付】

5月中旬頃に申請者へ交付決定書を郵送しますので、到着後に工事着手してください。

【実績報告書の提出と補助金の口座振込】

工事完了後20日以内又は令和5年3月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。内容を審査し補助金額の確定後、口座振込により補助金を交付します。

期限を過ぎると補助金は交付されません。年度末には事務手続きが混雑しますので早めの提出をお願いします。

対象工事の例

- 1 耐久性工事・・・屋根の葺替え、雨樋取替え、外壁の張替え、塗装塗替え等
- 2 バリアフリー工事・・・手すり設置、段差改善（スロープ設置・浴槽改修等を含む。）、廊下・出入り口の拡幅（建具取替えを含む。）、床の防滑・衝撃緩和、建具・器具のハンドル・スイッチ取替え等
- 3 断熱工事・・・ペアガラス・二重サッシへの建具取替え、天井・壁・床等の断熱性能向上
- 4 耐震・防災工事・・・躯体・仕上げ材の耐震化、家具の転倒防止・造付け家具設置、躯体の腐朽部分の取替え、内外装の不燃材張り、住宅用火災警報器設置等
- 5 間取り変更工事・・・壁の位置変更、増改築・減築、サンルーム設置等
- 6 コロナ対策・・・換気扇・網戸設置、トイレ洋式化・非接触型器具設置、テレワーク等に関する工事等
- 7 その他の工事・・・台所改修、浴室改修、トイレ改修、給排水・ガス管・電気配線・埋込器具の取替え、下水道接続・合併浄化槽設置、その他住宅に必要な工事等
- 8 家電製品、器具又は家具で、埋込型などの軽微な工事で設置できないもの（埋込式のエアコン室内機・ストーブ、造り付け家具等）

対象工事とならない例

- 1 設計、工事監理、土地の購入、工事中の仮住居に係る経費
- 2 一棟全部を解体する工事、一棟全部を新築する工事
- 3 独立型物置、車庫、犬走、玄関ポーチ、テラス、バルコニー、ベランダ、独立型テラス屋根、外構工事
- 4 躯体の腐朽部分の取替えを伴わないシロアリ駆除
- 5 家電製品、器具又は家具で、埋込型などではない軽微な工事で設置できるもの（据置型コンロ、カーテン、エアコン、FF式ストーブ、パネルヒーター、給湯器、エコキュート、太陽光システム等又はその配管・配線の接続）に係る経費
- 6 災害等による保険給付金の対象となる工事に係る経費

お問合せ先・ご案内

佐渡市役所 建設課 住宅・都市計画係

電話 63-5118 (直通)

佐渡市ホームページ <https://www.city.sado.niigata.jp/>